

料金改定に伴う個別約款変更に関するお知らせ

大阪いずみ市民生活協同組合

平素は、当生協のガスをご利用いただきありがとうございます。

このたび、大阪ガスにおいて、近年の物価や労務費の上昇などの経営環境の変化、および小売自由化に伴う需要構造の変化が進む中で、保安水準の維持やさらなる利便向上のための料金体系を見直しが行われることになりました。これに伴い、当生協におきましても、ガス契約の料金体系を見直すことといたしました。

組合員の皆さまにはご負担をおかけすることとなり、誠に心苦しい限りではございますが、今後も安全・安心にガスをご利用いただけるよう、安定供給とサービス維持に努めてまいります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定日

2026 年 10 月 1 日ご使用分より

2. 改定内容

ガス料金の単価を改定いたします。

約款の変更をいたします。

3. 対象となる方

ハウス空調料金契約をご利用中の組合員さま

個別約款（ハウス空調料金） 新旧対照表

新	旧
2. 適用条件 本個別約款の適用条件は、次のとおりといたします。 (2) <u>ハウス空調料金</u>契約第一種（<u>スタンダードプラン</u>）は、家庭用空調機器を所有し、季節に応じ日常的に使用されていること。<u>ハウス空調料金</u>契約第二種（<u>エコジョーズプラン</u>）は、家庭用空調機器と定格給湯能力が 60 号以下（定格給湯能力の 1 号とは水温よりも 25℃高い湯を 1 分間に 1 リットル給湯できる能力をいいます。）の高効率給湯器を所有し、季節に応じ日常的に使用されていること。	2. 適用条件 本個別約款の適用条件は、次のとおりといたします。 (2) <u>家庭用空調</u>契約第一種は、家庭用空調機器を所有し、季節に応じ日常的に使用されていること。<u>家庭用空調</u>契約第二種は、家庭用空調機器と定格給湯能力が 60 号以下（定格給湯能力の 1 号とは水温よりも 25℃高い湯を 1 分間に 1 リットル給湯できる能力をいいます。）の高効率給湯器を所有し、季節に応じ日常的に使用されていること。
3. 料金 生協は、<u>ハウス空調料金</u>契約第一種（<u>スタンダードプラン</u>）には別表の料金表 1（各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款 20 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。料金表 2 も同じ。）を、<u>ハウス空調料金</u>契約第二種（<u>エコジョーズプラン</u>）には別表の料金表 2 を適用して料金を算定いたします。	3. 料金 生協は、<u>家庭用空調</u>契約第一種には別表の料金表 1（各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款 20 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。料金表 2 も同じ。）を、<u>家庭用空調</u>契約第二種には別表の料金表 2 を適用して料金を算定いたします。
4. 割引制度 (1) 本個別約款を適用されているお客様で、①床暖房、②浴乾、③ミスト発生器、④ガスコンロを所有し、季節に応じ日常にご使用のお客様に対しては、次の組み合わせによって 3 に定める料金から 1 か月につき以下に定める割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が 0 立方メートルの場合は割引の適用は行いません。 〔割引額〕 イ ①、②、③、④のすべてを所有<u>し、ご使用</u>の場合 割引額＝3 に定める料金×9 パーセント（1 円未満の端数切り上げ） ロ ①、②、③のみを所有<u>し、ご使用</u>の場合 割引額＝3 に定める料金×7 パーセント（1 円未満の端数切り上げ） ハ ①、②、④のみを所有<u>し、ご使用</u>の場合 割引額＝3 に定める料金×7 パーセント（1 円未満の端数切り上げ） ニ ①、②のみを所有<u>し、ご使用</u>の場合 割引額＝3 に定める料金×5 パーセント（1 円未	4. 割引制度 (1) 本個別約款を適用されているお客様で、①床暖房、②浴乾、③ミスト発生器、④ガスコンロを所有し、季節に応じ日常にご使用のお客様に対しては、次の<u>所有の</u>組み合わせによって 3 に定める料金から 1 か月につき以下に定める割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が 0 立方メートルの場合は割引の適用は行いません。 〔割引額〕 イ ①、②、③、④のすべてを所有の場合 割引額＝3 に定める料金×9 パーセント（1 円未満の端数切り上げ） ロ ①、②、③のみを所有の場合 割引額＝3 に定める料金×7 パーセント（1 円未満の端数切り上げ） ハ ①、②、④のみを所有の場合 割引額＝3 に定める料金×7 パーセント（1 円未満の端数切り上げ） ニ ①、②のみを所有の場合 割引額＝3 に定める料金×5 パーセント（1 円未

満の端数切り上げ)

ホ ①、④のみ（又は①、③、④のみ）を所有し、ご使用の場合

割引額＝3に定める料金×2 パーセント（1円未満の端数切り上げ）

5. 精算

(1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、生協は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5（2）及び6（3）において同じ。）までさかのぼって精算させていただきます。この場合の精算額は、2の条件をいずれも満たさない場合は、個別約款（取次一般料金契約）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額、ハウス空調料金契約第二種（エコジョーズプラン）の条件のみを満たさなくなった場合は、ハウス空調料金契約第一種（スタンダードプラン）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。

6. 設置確認及び解約等

(1) 生協又は大阪ガスは、家庭用空調機器・床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロ・高効率給湯器が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、新たに申し込みをされたお客様については、生協はハウス空調料金契約の申し込みを承諾しない又は申し込まれた割引の適用を行わないこととし、既にハウス空調料金契約を締結されているお客様については、他の契約種別への変更、契約の廃止又は適用されている割引の変更等の手続きを行っていただきます。

(2) 家庭用空調機器・床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロ・高効率給湯器を取り外した場合又は使用しなくなった場合は、ただちにその旨を生協へ連絡していただきます。なお、家庭用空調機器を取り外した場合又は使用しなくなった場合は、ハウス空調料金契約から他の契約種別への変更又は契約の廃止等の手続きを行っていただきます。また、ハウス空調料金契約第二種（エコジョーズプラン）を適用されているお客様が高効率給湯器を取り外した場合又は使用しな

満の端数切り上げ)

ホ ①、④のみ（又は①、③、④のみ）を所有の場合
割引額＝3に定める料金×2 パーセント（1円未満の端数切り上げ）

5. 精算

(1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、生協は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5（2）及び6（3）において同じ。）までさかのぼって精算させていただきます。この場合の精算額は、2の条件をいずれも満たさない場合は、基本約款および個別約款（取次一般料金契約）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額、家庭用空調契約第二種の条件のみを満たさなくなった場合は、家庭用空調契約第一種に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。

6. 設置確認及び解約等

(1) 生協又は大阪ガスは、家庭用空調機器・床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロ・高効率給湯器が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、生協はハウス空調料金契約の申し込みを承諾しない、又はハウス空調料金契約を解約することといたします。

(2) 家庭用空調機器・床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロ・高効率給湯器を取り外した場合は、ただちにその旨を生協へ連絡していただきます。なお、家庭用空調機器を取り外した場合は、ハウス空調料金契約を解約したものみなします。また、家庭用空調契約第二種を適用されているお客様が高効率給湯器を取り外した場合は、家庭用空調契約第一種に契約種別を変更いたします。

くなった場合は、ハウス空調料金契約第一種（スタンダードプラン）への契約種別の変更手続きを行っていただきます。床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロを取り外した場合又は使用しなくなった場合は、適用されている割引の変更の手続きを行っていただきます。

(3) (1)又は(2)に基づく解約日、契約種別又は割引額の変更日は、2又は4に定める適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日といたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2026年10月1日から実施いたします。

(別 表)

2. 料金表1 (ハウス空調料金契約第一種（スタンダードプラン）)

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガス メーター1個に つき	<u>1, 3 3 5. 0 0 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
--------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1立方メートル につき	<u>1 4 8. 0 0 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
----------------	--

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに基本約款20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガス メーター1個に つき	<u>2, 5 4 4. 8 0 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
--------------------------	---

(3) (1)又は(2)に基づく解約日、契約種別もしくは割引額の変更日は、2又は4に定める適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日といたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2021年10月1日から実施いたします。

(別 表)

2. 料金表1 (家庭用空調契約第一種)

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガス メーター1個に つき	<u>7 5 9. 0 0 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
--------------------------	--

ロ) 基準単位料金

1立方メートル につき	<u>1 7 5. 7 8 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
----------------	--

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに基本約款20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガス メーター1個に つき	<u>2, 5 1 4. 5 1 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
--------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>87.51円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	--------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メー
トル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター1個に つき	<u>1,335.00円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
---------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>148.00円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	---------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メー
トル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター1個に つき	<u>1,392.60円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
---------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>145.12円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	---------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>88.01円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	--------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メー
トル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター1個に つき	<u>759.00円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
---------------------------	---------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>175.78円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	---------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メー
トル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター1個に つき	<u>1,362.16円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
---------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>145.62円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	---------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メートル
当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1か月及びガス メーター1個に つき	<u>3,825.10円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
--------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1立方メートル につき	<u>96.47円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
----------------	--------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メートル
当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1か月及びガス メーター1個に つき	<u>3,946.10円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
--------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1立方メートル につき	<u>95.26円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
----------------	--------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メートル
当たりの単位料金といたします。

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メートル
当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1か月及びガス メーター1個に つき	<u>3,794.89円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
--------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1立方メートル につき	<u>96.97円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
----------------	--------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メートル
当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1か月及びガス メーター1個に つき	<u>3,916.10円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
--------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1立方メートル につき	<u>95.76円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
----------------	--------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メートル
当たりの単位料金といたします。

3. 料金表 2 (ハウス空調料金契約第二種 (エコジョーズプラン))

① 料金表 A

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター 1 個に つき	<u>1, 3 3 5. 0 0 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>1 4 0. 8 2 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	--

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した 1 立方メート
ル当たりの単位料金といたします。

② 料金表 B

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター 1 個に つき	<u>2, 4 9 9. 5 6 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>8 2. 5 9 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	--

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した 1 立方メート
ル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表 C

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター 1 個に つき	<u>1, 3 3 5. 0 0 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------------------	---

3. 料金表 2 (家庭用空調契約第二種)

① 料金表 A

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター 1 個に つき	<u>7 5 9. 0 0 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------------------	--

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>1 6 7. 2 5 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	--

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した 1 立方メート
ル当たりの単位料金といたします。

② 料金表 B

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター 1 個に つき	<u>2, 4 4 2. 2 0 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>8 3. 0 9 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	--

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した 1 立方メート
ル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表 C

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター 1 個に つき	<u>7 5 9. 0 0 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------------------	--

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>140.82円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	---------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メー
トル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター1個に つき	<u>1,328.96円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
---------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>141.12円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	---------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メー
トル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター1個に つき	<u>3,759.96円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
---------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>92.50円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	--------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>167.25円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	---------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メー
トル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター1個に つき	<u>1,271.51円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
---------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>141.62円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	---------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メー
トル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター1個に つき	<u>3,702.72円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
---------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>93.00円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	--------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メートル
当たりの単位料金といたします。

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メートル
当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター 1 個に つき	<u>3, 8 6 4. 9 6 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------------------	---

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター 1 個に つき	<u>3, 8 0 7. 6 2 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>9 1. 4 5 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	--

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>9 1. 9 5 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	--

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20 の規定により算定した1立方メー
トル当たりの単位料金といたします。

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20 の規定により算定した1立方メー
トル当たりの単位料金といたします。